九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ダグラス・V・ヴァーネィ著「政治体系の分析」

嶋崎, 譲
九州大学法学部

https://doi.org/10.15017/1490

出版情報：法政研究. 31 (4), pp.65-79, 1965-05-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

書評

ダグラス・V・ヴァーネイ著

『政治体系の分析』

嶋崎譲

一

著者の研究業績について詳細は知らない。ただ、著者は一九四七年にオックスフォードのオリール・カレッジを終え、一九四九年にリヴァプール大学の政治学の講師となり、その後、特別研究員としてアメリカにわたり、フロリダ大学に派遣されて、政治研究を続けているという経歷だから、新進の学究であることだけはたしかである。本書は、K・マンハイムによって創設されたInternational Library of Sociology and Social Reconstructionという叢書のなかの一冊である。

著者は、新進の学究らしく、現代政治学の基本的な課題にとりくんでいる。現代政治を制度論的に把握するか、過程論的に把握するかをめぐって、「政治体系」の分析視角を確立しようと努力している。しかし、その課題を解決することに成功していない。その理由は、政治現象を現象論的にしか考察していないからである。

著者は、本書において、政治過程論を重視する現代政治学の一面性を批判し、政治制度論の重要性を論証しようと

している。それと同時に共産主義理論の「虚偽性」（二〇八頁）をも力説している。本書では前者に力点がおかれているので、この紹介と批判も、前者にかぎることにする。

ヴァーネィの本書執筆の動機は、一九五八年のフランスにおける第四共和制の崩壊とド・ゴール将軍の登場という事件である。この事件は次のような興味ある問題を提起した。すなわち、第四共和制の崩壊の要因をフランスの政治制度自身のうちにある欠陥にもとむべきか、それとも、その国のうちにある社会的勢力に求むべきか、という問題である。「多くの論者にとっては、政治機構は社会的諸勢力に対して第二義的な意味をもつにすぎない。彼らにとっては、フランスが議院内閣制をとろうが、大統領制を採用しようが、それらのことはさして重要な問題ではない。重要なことは、諸集団の政治的役割や国民大衆の態度や共産主義の挑戦などである。」（一頁）

多くの論者が現代政治を把握するに際して、制度論的アプローチよりも、過程論的アプローチに傾斜している傾向を、ヴァーネィは、現代政治学の特徴であるとして次のようにいう。「人々は、政治制度に注意を払わずに、人民の政治参加―いわゆる『政治過程』―に彼らの興味の焦点を合わせつつある。『政治力学』が関心の焦点となっている。すなわち、指導者、政党、そして社会諸集団が権力を獲得する方法が問題となる。そして形式的な制度論によっては証明されなかった政治行為の根本的な動機が関心事となる」（一頁）と。

しかし、ヴァーネィは現代政治学のこのような傾向に批判的である。なぜなら、一九五八年のフランスの政変からえた教訓は、過程分析の視点よりも制度論的分析視点の有効性を証明していると判断するからである。「ド・ゴールの権力獲得を研究してみるならば、政治形態論の重要性が明らかとなる」（二頁）とのべている。

ヴァーネィによれば、第四共和制の崩壊とド・ゴール体制の登場は、フランス政治体系の変動であった。この変動は、政治制度が政治体系のなかで占める意味の重要性を提起している。彼によれば、フランス政治体系の変動は「三

つの政治制度の選択をめぐっての相克」（四頁）にあったとする。ド・ゴール登場前の第三、第四共和制下においては、政局の安定をめぐって、右派勢力が強力な大統領制を主張するのにたいし、左派勢力は議会に全権力を集中する一七九二―五年にあらわれた「国民議会」（六〇頁）型の政治制度を要求した。これらの間にあって、第三、第四共和制下の立法府重点主義を批判し、イギリス流の議院内閣制を提唱する論者もあった。これらが対立、抗争し、フランス政治制度についての国民的統一を見出すことができなかった。この混乱を生むにいたったフランス政治制度こそが第四共和制を崩壊に導いた要因である。かくて、政治制度が政治体系にたいしてもつ意義を認識する必要がある、というのである。そして「政治制度の理論の体系的分析の有用性はフランス第五共和制憲法の検討から明らかとなる」（七七頁）として、ド・ゴール憲法からフランス政治体系を分析する必要性を説いている。ド・ゴール憲法は、議会制 Parliamentary System と大統領制 Presidential System のそれぞれの要素を内包し、それぞれの利点を摂取しているが、反面、立法府にたいする行政府の責任が明らかにされていないため、アメリカの大統領制をこえた強大な権能をもつ大統領が、独裁的権能を行使する危険性を有している。大統領による独裁的な権力の行使がフランスの政治体制に与える影響は、ド・ゴール憲法に示された政治制度から規定される。ここに、ヴァーネィの主張する、政治体系における政治制度の意義を見出すことができる。

また、イギリス、アメリカの政治体系の安定性は、それぞれの国が採用する政治制度、すなわち、イギリスの議院内閣制、アメリカの大統領制に求めることができる、とする。

かくて、著者は、本書において、政治体系の分析に当って、第一章では政治機構論をとりあつかう。そして、ド・ゴール体制の出現をめぐって、フランスで争われた三つの政治制度を、イギリス型の Parliamentary Government とアメリカ型の Presidential Government とソヴェト型の Convention Theory に則して検討する。そして、政治

機構が政治体系にもつ意味を分析する。第二章では、それらの機構が政治過程の理論とどう関係するかを、政治過程論として説明している。そして第三章では、機構論と過程論との相互関係を追求している。

以下、これらの章を概観し、最後に、その批評を試みたいと思う。

二

政治体系における政治機構論の意義を説くヴァーネィは、政治過程分析一辺倒の現代政治学の批判の意味をふくめて、政治制度の分析に入る。彼が分析の対象としたのは、イギリスの Parliamentary System とアメリカの Presidential System とソヴェトの Convention-Type System の三型態である。そしてこれらの三つの政治制度の類型に則して、世界の各国を政体的に分類している。そして、フランスのド・ゴール体制を Parliamentary と Presidential の混合形態としている（日本は Parliamentary と Convention-type の混合形態）。

ヴァーネィはこのような制度論的分類の方法を「記述的、制度的というよりも理論的アプローチ」（六頁）であるといっている。この場合「理論的」というのは、「哲学的という意味ではない」と断っている。この方法は、「思弁的というよりも、経験的である」（六頁）ともいっている。ヴァーネィの「理論的」な制度論的分析というのは、二つの分析視角をいっている。一つは、政治制度を形式的、法的に分析するという視角であり、いま一つは、制度の歴史的形成から見た特徴を経験的に把握するという視角である。

前者の視角からの結論は、先にあげた三つの類型を、それぞれ、次のような項目に則して特徴づけることにある。

(1)議会がそれぞれの制度のなかで占める位置　(2)行政府の地位　(3)内閣の首長の指名　(4)閣僚の指名　(5)個人責任と連帯責任　(6)行政府と立法府の構成　(7)法的責任と政治的責任　(8)行政府による議会の解散　(9)政治の最高機関　(10)

行政府と選挙民の関係　(11)政治体系における権力の焦点、などである。

これらの項目について、前述した三つの類型の特徴を説明している。このような分析は、制度の運用上の特徴を示そうとしたものであって、法学的、形式的な制度論にすぎない。問題は現実政治の動態が、かかる政治制度ないし法秩序にそってどう展開されているかということにある。ヴァーネィは、議院内閣制についてはイギリス、大統領制についてアメリカ、国民議会型についてソヴェトをそれぞれ分析してきて、次のように結論づけている。「政治制度論のもつ意義は、国を異にするに従って異なっている。イギリスとアメリカの憲法は、そのなかで政治生活が営まれる骨格を提供している。他国においては、憲法の条文は理念の表明にすぎない。」（七七頁）ヴァーネィは、英米の政治制度が現代民主主義国家にとって、現実に民主主義を享受しうる制度として評価し、「国民議会型」の社会主義国家の制度は「民主主義の虚偽性」（＝現実と理念とのギャップ）のうえにたったものであると判断している。この点の議論には深く立ち入るまい。本書の紹介にとっての筆者の問題意識は、政治体系における政治制度の意義を説くヴァーネィの問題提起が関心事であるからである。

ヴァーネィは、英米の政治制度が、それぞれの国の政治体系を安定的にさせている理由を明らかにするために、その制度が、いかに歴史的に形成されたかを説く。そして、「国民議会型」の政治制度は常に政治体系の不安定をもたらすということを示そうとする。それは、常に社会変革、革命という体制変革の考え方と結合したなかで生れてきた制度であるからである、といっている。

そして、政治体系のなかでの政治制度の意義を次のように説いている。イギリス、アメリカの経験に見るように、政治制度が政治体系の安定に極めて重要な意義があるという点を見失ってはいけない。「それゆえ、政治制度の研究は極めて重要である。しかし、それは、明らかに政治的分析の一つの局面にすぎない。それぞれの国が、それによっ

て統治されている法的ルールを検討したり、憲法の条文に規定された理念に讃辞を送るだけでは十分とはいえない。……考察すべき多くの諸要素がある。結局、政治制度は、より広い社会秩序の一部分である。……うたがいもなく、社会秩序を不変のものと見なして、形式的な政治体系に視点を集中することは不可能であろう。

それはあまりにも法律学的である。現代政治の分析は、それを支える社会的諸勢力を考察せずしては不可能である。われわれは、社会的勢力の分析すなわち人民の政治過程への参加についての研究に進まねばならない。」（九三頁）

ヴァーネィは、政治体系における政治制度の意義を強調しながら、同時に、政治制度を支える政治過程もまた政治体系分析の重要な局面であるとして、これらの両面を追求することの必要を説いている。

三

ヴァーネィの制度論的分析は、憲法条文に則してか、あるいは、実際の運用の検討によって制度を説明するという方法であった。それは制度論的な分析のなかに、すでに、「初めから人民による政治制度への参加」（九五頁）を内包させていた。議会制、大統領制、ソヴェト制はともに、人民の政治参加を前提とした制度であったという意味である。政治制度論は政治過程論を暗黙の前提にしていた。だが、現代政治過程にあらわれる過程論は必ずしも制度論には内包されないとして次のようにいう。「政党と圧力団体―政治過程における重要な諸要素―は憲法体系から除外されている。重要な関心は、憲法、歴史、実際の運用より以上に政治心理学と社会学に向けられねばならない。」（九六頁）ヴァーネィが現代政治学における政治過程一辺倒の傾向を批判したのは、「過程に対する関心は正当であるけれども、それが極端な方向に進んでしまった」（二〇三頁）からであって、その重要性を否定しているわけではな

い。

ヴァーネィは政治過程を「人民の政治参加」の過程として理解する。そして、伝統的な古典的政治学においても、政治過程が無視されていたわけではない、とのべている。合理的、原子論的人間像を前提として全人民の政治参加を論じたルソーやベンサムの理論がそれである。ヴァーネィは、ルソーやベンサムの理論を General Participation の理論と呼ぶ。ヴァーネィは、この理論が、近代から現代への移行にともなう歴史的社会的条件の変化に対応して、政党論、圧力団体論へと形態変化をとげていった、ということを明らかにしようとしている。また、現代のマス・デモクラシーの条件が形式的には全人民の政治参加を意図しながらも、実質は、少数者の政治参加という状況を生みだしたため、その状況に対応して、General Participation の理論は、エリート理論、寡頭制理論という新たな姿での展開をみるにいたった、ことも明らかにしようとする。それらの理論は、少数者（エリート、寡頭制的支配者）の政治参加を問題にしているという点で共通性をもっている。ヴァーネィは、これらの理論を Limited Participation とよんでいる。そして、彼は、General Participation と Limited Participation とが対抗する性質のものとしてでなく、後者は前者のうちに存在する一時的「欠陥」（一六六頁）にすぎないものと理解している。したがって、ヴァーネィの政治過程論は、政党論と圧力団体論をいかに General Participation の理論との関連で理論化するかにあるということができる。

そこで、ヴァーネィは General Participation の原初的型態を古典的民主主義と称し、ルソーやベンサムの理論を紹介する（九九頁―一一四頁）。彼によれば、General Participation の観念を最も簡明に示したのは、リンカーンの「人民による政治」という言葉である。この理念はその源泉を遠くギリシャの哲人、プラトン、アリストテレスにさかのぼって求められるが、近代的な意味での論者はルソーとベンサムである。彼らの理論の前提には、人間の合

理性にたいする信頼と原子論的人間観—個人主義的人間観—があった。ルソーは「すべての人間は、公共善とは何かを理解することができる能力を有する」（一一二頁）という教義を説いた。また、ベンサムも「私的利益の追求をなす平等の能力をもつ」（一一一頁）個人を前提とした。かかる人間性を具有する全人民が、各人の自由実現のために政治に参加するということを General Participation の実現とみたのである。

しかし、現代のマス・デモクラシーのもとにおいては「古典的民主主義論は、その単純な構造のゆえに、複雑な現代の政治的諸問題に対処することはできない。国家対人民の対置は、政治体系の他の構成要素である政党の重要性を考慮していない。それは狭義の政治理論のみを強調し、社会の多くの部分、すなわち、経済組織、社会制度、社会集団を無視している。われわれは、政党論、圧力団体論において、国家対人民の対置という古典理論の論理構造を修正する、複雑なる政治現象を検討しよう。」（一一三—一一四頁）

ヴァーネィは政党論、圧力団体論を、古典的政治参加の理論の現代的型態として理解する。そして現代的な社会的、政治的条件が、古典的な直接民主政治理論を、代表民主政治理論にとって代らせた事情を明らかにする（一一五—一一八頁）。代表民主政治は、国民の代表者をして、国民に代って「政府の番人」（一一五頁）たらしめようとする理論である。人民→国家の型態による General Participation は人民→人民の代表者→国家の型態による General Participation と変化する。人民の代表者の機関が議会であり、それを構成するものが政党である。政党は、当初、個人主義的色彩のこい伝統的機構に受容されなかった。しかし、国民の意思を吸収、反映し、議会を構成する制度として漸次その有用性が認められていった。「個人は政党に結集することによって、単独ではなしえなかった利益を獲得することができる。政党は国民の利益を十分に考慮し、公共善に奉仕する。政党は国民に対して、政治的決定の資料としての情報を提供する。」（一二七頁）政党は、国民を代表する制度として General Participation の実

現に大きな役割を果している。しかし、国民が政党を通して自己の意思を表明しうるのは選挙の際の投票行為にかぎられる。ヴァーネィは、普通選挙制度の実現を、古典的政治参加の理論の継承物と見なしている（一〇四―一一〇頁）。そして選挙以外の期間における、国民の政治参加の道を、圧力団体の活動に見いだすのである。ヴァーネィにとっては、圧力団体の活動もまた、政党と同様に General Participation の現代的型態と理解しているのである。「圧力団体は、選挙民の意思にとって自らの勢力を行使する。圧力集団は、選挙民によって構成され、その意思を反映する。」（一四七頁）かくして、ヴァーネィによれば、ルソーやベンサムに端を発した General Participation の理論は、近代から現代への移行にともなって、政党論、圧力団体論へと型態変化をとげながらも継承されている、ということになる。

しかし、ヴァーネィは、General Participation の実現を阻害せんとする現代社会の諸要因が存在することを否定するものではない。その要因は、Limited Participation の理論―エリート理論と寡頭制理論―によって説明される（一五五―一八五頁）。それ等の理論は、大衆社会における政治参加が、社会の一部分を形成するエリートや寡頭制支配者のみに限られ、一般人民はその道を閉されているということを主張する。しかし、ヴァーネィの政治過程論にあっては、人民の政治参加の本質的内容は、General Participation にあり、Limited Participation となる諸要因は、前者の中に巣喰う害虫であるとされる。それは一時的、付随的現象とみなされる。エリート理論のいうエリートは、程度の差こそあれ、その特権的地位に対して、人民の同意という要素を内包しているからである。エリートも人民大衆の政治参加を許容する度合によって、その内容を異にする。したがって、あらゆるエリートの存在が General Participation の観念とは対立関係にあるということができるが、人民はそれをエリート支配として意識しないことがありうる。この意味で、英、米のエリートは、漸次、General Participation の阻害要因としての性格

を除去しつつあるということができる、とヴァーネィは極めて楽観的に事態を観察している。寡頭制の支配者がエリートと異なるところは、後者が大衆の暗黙の同意を有しているのに対して、前者にはその要素が含まれていない点にある。しかし、寡頭制が生ずる要因をつきとめていけば、逆にその原因を除去する可能性をさぐることができる。ヴァーネィは、ミヘルスのいわゆる「寡頭制の鉄則」を是認することはできない。彼は、寡頭制支配の原因を、集団組織の拡大という自然発生的要因と、支配者と被支配者のダイナミックな関係という、人為的要因とに求める。この場合、後者の要因に関して生ずる寡頭制への傾向を阻止することはできると判断する。すなわち、一般大衆が、自己の政治的無関心を打破し、指導者の責任追求を要求すれば、寡頭制への傾向は克服できるからである、というのである。

以上のように、ヴァーネィは、現代政治における人民の政治参加という政治過程の諸条件もまた、それぞれの国の政治体系を規定する重要な局面であることを説いているのである。

四

ヴァーネィは、最後の章で、政治体系の分析に当って、政治制度と政治過程との相互関係を見究めることの必要性を説いている。

彼は、この両者の間には密接な関係があるが、人民の政治参加の拡大と政治制度との間には相矛盾する関係がある、という。政治制度論は、政治制度の円滑な運営によって、政治体系の民主主義的安定性を追求しようとするから、それは Good Government（二〇七頁）あるいは Efficient Administration（二〇七頁）を追求する理論となる。これにたいし、政治過程論は、人民の政治参加の拡大を実質的に保障しようとするから、それは Maximum Participation（二〇八頁）の理論となる。ヴァーネィによれば、政治参加の拡大が、よき政府の樹立に連るという

仮設は妄想である（二〇三頁）というのである。したがって、政治学者が政治体系の分析に当っての課題は、「Participation の拡大が Good Government に何らの損害を与えることなく、相調和するという両者の限界を見定めることである。」（二〇六頁）今日の政治学者で、制度論の専門家は、過程論を軽視し、過程論の専門家は、制度論を軽視するという欠陥がある。この際、忘れてはならないことは、「Government の理論が先行し、のちに参政権が拡大したという事実である」（二〇九頁）とヴァーネィは強調する。彼によれば、「Good Government を前提として Participation の拡大が行なわれた」という点を追求すべきだというのであろう。ヴァーネィによれば、アメリカでは Participation の拡大に重点がおかれ、そのため相対的に Efficient Government が犠牲とされた。それにもかかわらず政治体系の安定性を確保している。イギリスでは Good Government に力点がおかれ、Participation が相対的に犠牲とされたが、政治体系の安定性が保たれていることを論証している（二一一頁―二一二頁）。米、英の経験は、Government と Participation との間には、それぞれの国に則した調和が保たれている、というのである。そして、現代の大衆社会においては Participation の拡大に力点をおくことは民主主義というヴェールをかぶった欺瞞であるとして、社会主義国家の政治体系を批判している（二一四―二一五頁）。そして結語として、「可能なかぎり、人民の政治参加を認めようとすることと、効果的な政府を必要とするということとの間に、どのような妥協を見いだすかは、それぞれの国の条件によって決定しなければならない」（二一六頁）とのべている。

五

以上で本書の紹介を終るが、最後に簡単な批評を加えておこう。

ヴァーネィは、この書で、その対象としている「政治体系 Political System」の意味を終始、明らかにしていな

い。しかし、政治体系の分析視角として政治制度＝国家制度からのアプローチと政治過程からのアプローチの両面の必要性を強調していることだけは明らかである。だとすれば、ヴァーネィのいう政治体系は、国家の統治形態と下からの政治参加の過程との両面を包含する、筆者の立場からいえば「政治構造」を意味することになる。

ヴァーネィの本書における追求は、現代政治学の課題であるとともに、古来の政治思想家が追求してやまなかった、政治を形態論的に把握するか、行為論的に把握するかという、政治の本質にかかわる問題であったともいうことができる。ヴァーネィは、国家の政治制度からの政治過程への規定性と、人民の政治参加の過程からの政治制度への規定性との両面から、政治体系を分析しようとしている。そして、その相互関係を明らかにするにとどまっている。このかぎりでは問題意識としてはすぐれているが、相互関係を説いただけでは、政治体系の本質的な規定性は何ら明らかにならない。

ヴァーネィのこのような限界は何処からくるか。それは、政治体系を支える民主主義の理念をア・プリオリに想定していることにある。しかも、ヴァーネィは、民主主義の原理を観念的に論じているかぎり、その内容の規定をめぐって対立、抗争が生れるから、スコラ的論議を排しようとする。その結果、政治体系の安定性をたもっている国家の政治的経験を経験的に分析するという方法をとることになる。「民主主義は一つの原理であって、問題は、それがどう制度的体系をもつか」（二一五頁）にかかるという結論となる。ここからヴァーネィの制度論的アプローチの重要性が生れるのである。

しかし、政治現象を形態的に見るか行為的に見るかにとどまるかぎり、せいぜいが相互関係論に止まらざるをえない、という点を見究めることが大切なのである。法的な姿をとった政治制度は、人間の政治生活の対象化物である。人間の政治的行為が対象化物として制度化された瞬間に、制度は政治的行為を規制する。したがって、政治制度と政

治過程とは相互被制約的なものとして現象するのである。しかも、相互に相矛盾してあらわれる。問題は、制度と過程を支える政治的意識の役割である。この意識の問題を、私は政治的イデオロギーの問題としてとらえている。ヴァーネィがア・プリオリに設定した「民主主義の原理」を現代社会の政治的イデオロギーとしてとらえるならば、制度と過程をふくめての立体的な構造を把握することができる。つまり、制度はブルジョア民主主義の対象化形態であり、政治過程は、ブルジョア民主主義的なイデオロギーによる疎外された次元の過程に他ならない。制度と過程の対立も、ブルジョア民主主義という幻想的共同性によって統一されるものとしてあらわれるのである。これらの点についてはさらに稿を改めて、私の見解を明らかにせねばなるまい。

このように考えてくるならば、ヴァーネィの本書における追求は、政治の本質へのアプローチを欠いたところに、現象論的分析に止まらざるをえない限界となってあらわれざるをえなかったのである。